

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成27年3月4日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 来栖丈治 議員
- (2) 宮嶋謙 議員
- (3) 矢口龍人 議員

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 来 栖 丈 治 議員
- (2) 宮 嶋 謙 議員
- (3) 矢 口 龍 人 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	来栖丈治	1. 新協同病院開院に向けての交通弱者対策について
		2. 小学校統合に向けた通学路の安全対策について
		3. 空き家対策について
		4. 使用済みの小型家電の回収について
(2)	宮嶋 謙	1. 職員数の適正化について
		2. 水道料金の値下げについて
(3)	矢口龍人	1. 新治地方環境クリーンセンターを解散・処分して新たな枠組みによる広域ゴミ処理施設建設について
		2. 新石岡地方斎場の式場使用料の補助金について
		3. 千代田地区の市街化調整区域内の宅地化について
		4. 千代田地区小中学校の統合整備について

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてたずね場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意願います。

また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

### ○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

1月25日の市議会議員一般選挙におきまして、当選の栄に浴し、この場に帰ってくることができました。ご支援を賜りました多くの皆様方に心から感謝の言葉を申し上げます。育てていただきました地元の皆様方のため、これまでの活動、お世話になった行政での経験、これまでの出会いにより私に影響を与えていただきました多くの皆様方の期待に応えるべく、真っすぐに、前向きに、かすみがうら市発展のため、議員活動を進めていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

まず最初に、土浦市おおつ野地区に移転開院が予定されている土浦協同病院の関係で質問させていただきます。

昨年の9月の一般質問で新協同病院のアクセス道路、開院後の国道354号線の混雑緩和策などについてお伺いをした際、答弁の中で、協同病院のおおつ野移転による利用者増加や移動手段の変化に対応するため、霞ヶ浦広域バスや路線バス、新たなバス運行経路などについて検討し、乗り合いタクシー運行形態の見直しなども必要と考えている。交通弱者には新たな交通網の検討、救急搬送時の搬送ルートの充実も必要との考えが述べられました。

地域公共交通活性化再生法の一部改正をする法律が、昨年11月20日に施行されていますが、民間事業者に頼ってきた地域公共交通を持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に向け、地方公共団体、市町村に加え都道府県を入れる改正があったわけでございます。民間事業者が中心であった従来の枠組みを脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となり、住みやすく、活力に満ちた地域生活の実現を図るべく、まちづくりの一環として取り組む必要性が改正の精神で、これまでの地域公共交通総合連携計画が、地域公共交通網形成計画と改められ、広域的な交通圏にも対応できるよう、市町村が単独、または共同して作成するほか、都道府県も市町村と共同して作成することが可能になったとお聞きしています。

そのような背景の中で、新協同病院開院に向けた高齢者や子どもたち、交通弱者に対するその後の交通網の検討、進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、平成28年4月に予定されている小学校の統合に向けた通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

中学校の統合の際、スクールバスの路線検討に当たり、安全な乗降所が少ない、難しいという話が聞かれました。また、対象地域が狭く対象人数が少ない中でそのような話であったので、小

学生は対象範囲、人数ともに多いわけですから、乗降所問題は大きな問題となると判断されるわけであります。また、昭和の合併以降、学校の大幅な変化の時期に際し、通学路の大きな変化の中で道路の安全性、歩道の整備、スクールバスの運行範囲など、保護者からの不安など耳にする機会があります。教育委員会、学校の対応についてお伺いをいたします。

加えて、地域から心配の声が高い、水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路については、早急な信号機の取り付け、必要な道路改修など進捗状況をお聞きしたいと存じます。

また、松本から幕戸に抜ける交差点はカーブミラーでしか確認できないような交差点のため、少しでも見通しのきくような改善措置を幾つかお願いしたいと思います。

そこで、1点目として、教育委員会や学校では子どもたちの安全な登下校のため、通学路選定や対策を講じているのかお伺いいたします。

2点目として、水資源道路と交差する見通しの悪い道路が目につきますが、通学路として安全を図るための今後の計画はあるのか伺います。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

平成25年7月から8月下旬にかけて、行政区長さんや職員などの協力により空き家の実態調査が行われ、平成26年7月1日施行の市空き家等の適正管理に関する条例の基礎資料となったとお聞きしていますが、実態調査の取りまとめ状況と、その後の行政側の現地調査や対応についてフィードバックされていないようなので、「実態調査に協力いただいた区長さんから、どうなっているんだ」というようなことが聞かれます。

1点目として、行政区の協力をいただいた空き家の調査を実施し、空き家の適正管理に関する条例も整備されましたが、現状について伺います。

2点目として、昨年10月、稲吉東5丁目の物件について、以前の区長さんから「空き家の調査に協力したが、その後何の連絡もなく、塀が倒れそうなので、また、そこは通学路で子どもたちが危ないんだ。早急に何とかしてほしい」という話を聞き、防災安全室に連絡を取り、結果的には塀が外側に倒れないような応急措置を講じていただきました。本当にありがとうございました。しかし、保護者や地域住民にとってはそれだけでは困るということです。さきに制定した条例の趣旨にのっとった市の対応について伺いたいというものです。

2点目は、稲吉東5丁目付近の空き家について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

最後に、使用済みの小型家電の回収についてです。

携帯電話やデジカメなど身近な小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、レアメタルといった多くの有用金属が含まれています。今までこれらは使われなまま家庭で放置、保管されていたり、多くは燃やせないごみとして廃棄処分されてきました。捨てればごみ、廃棄処分に多額の費用がかかります。しかし、リサイクルすればお宝の山、貴重な資源となります。日本で1年間に使用済みとなる小型家電機器等は65万トンに及びます。それに含まれる有用金属は25万トン、金額ベースで844億円とも国では試算されています。有用金属は資源として有効に活用され、循環型社会の形成につながります。

使用済み小型家電の再資源化等国内で適正に処理し、有用金属やレアメタルなどを有効な再利用を推進するため、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月に施行、いわゆる小型家電リサイクル法に対応した国の実証事業に、山口県山陽小野田市を含む4市

1 町が採択され、昨年、平成26年3月から市内の各施設で使用済み小型家電の回収を呼びかけています。この実証事業は小型家電を効率よく回収する方法を検証しながら、適正な処理方法の確立に向け、より効率的な、そして効果的なリサイクルシステムの構築を検討することです。小型家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、有用金属のリサイクルに取り組む市町村がふえつつありますが、本市としての所見をお伺いいたします。

以上で、私からの1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の新協同病院開院に向けましての交通弱者対策につきましては、市長公室長から答弁をいたさせます。

次に、2点目の小学校統合に向けました通学路の交通安全対策につきましてはの1番、通学路の選定や対策につきましては教育部長から、2番、水資源道路と交差します通学路の安全を図るための今後の計画につきましては、総務部長並びに土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目の空き家対策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、使用済みの小型家電の回収につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目のおおつ野地区での新協同病院の開院に向けての交通弱者対策につきまして、お答えをいたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が昨年11月20日に施行されました。改正に基づき、国では地域公共交通ネットワークの形成に向けた計画策定に対する調査支援を行うこととしております。

このことから、本市では平成27年度に地域公共交通会議を通じながら、地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。現在、土浦市と共同で進めております神立駅周辺整備事業や、平成28年3月に予定をされております土浦協同病院のおおつ野地区への移転・開院など、これら大きな環境の変化に合わせ、市民の移動のニーズに対応した新しい交通網を形成していく必要があると考えております。

さらに、現在、公共交通会議を主体といたしまして、近隣の土浦市、行方市と共同で広域運行をしております霞ヶ浦広域バスにつきましては、病院の移転・開院に合わせ、運行経路の見直しを現在、検討しているところでもございます。今後も、市民の皆さんの声を反映しながら、交通

弱者に対し持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目1番の、教育委員会や学校では子どもたちの安全な登下校のため、通学路選定や対策を講じているのかとのご質問にお答えいたします。

通学路の選定に当たりましては、児童生徒の通学時における交通の安全を高めるために必要な事項を定めるものとしまして、かすみがうら市立小中学校の通学路に関する要綱を制定しております。この要綱に基づきまして、各学校長が通学路を選定し、教育委員会へ届け出ることとしております。

また、各学校では通学中の交通事故を防止するために、通学路を定期的に点検して安全確保に留意するよう定めるとともに、教育委員会は学校長と連携し、通学路の交通安全施策等の重点的な整備・充実について、関係機関に積極的に働きかけ、安全な道路環境づくりの促進に努めることといたしております。

このようなことから、これまでも各学校やPTAのご要望をいただきながら、横断歩道の設置や歩道の整備など関係機関への働きかけを行いまして、改善に努めてきたところでございます。今後も学校との連携を取りながら、関係機関への働きかけをしていきたいと考えております。

なお、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進としまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁から通学路交通安全プログラムの策定を求められております。当市におきましても、このプログラムの策定と通学路安全推進会議を設置することで、関係機関のより一層の協力を得ながら、通学路の安全対策に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは2点目、小学校統合に向けた通学路の安全対策についての2番、水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路の信号機設置要望についてお答えをいたします。

議員ご指摘の水資源道路と交差する赤塚から栖形に抜ける5差路の信号機設置要望につきましては、平成22年12月15日に旧南中学校及びPTA会長から要望がございまして、土浦警察署へ要望書を提出しております。信号機設置は茨城県警察本部の所管となりますことから、土浦警察署から茨城県警本部へ上申をしていただいたところでございます。

さらに、要望中の未実施箇所については、毎年度継続して土浦警察署へ要望をしておりまして、ご指摘の箇所についても平成23年度、平成24年度と継続して要望してまいりました。平成25年度

には赤塚西区長から同内容の要望がありましたので、再度こちらにも要望をしてございます。信号機の設置につきましては、現地の交通状況及び道路の利用頻度や付近の規制状況等を考慮して判断するというところでございますけれども、県内各箇所からの要望が多く、設置に至るまでには相当の時間を要しているのが現状でございます。

次に、3点目、空き家対策についての1番、空き家対策の現状についてお答えをいたします。

平成25年8月に今後の施策の基礎資料とするため、行政区長に協力をいただきまして、空き家の件数、状況等の調査を行いました。調査の結果、216件の情報が報告をされ、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定となりました。216件の空き家のうち、倒壊のおそれがある空き家と報告をいただきました17件と、条例施行後に行政区長や近隣住民の方から相談がありました18件については、職員による外観調査を行い、条例に沿って立ち入り調査や改善要請、応急措置等を行ってきております。今後、管理不全な空き家の解消に向けまして、制度の周知を図るため、来年度の固定資産税納税通知書に空き家条例のチラシを同封し、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、利活用が可能な空き家につきましては、空き家バンクと連携をして対策を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、3点目2番、稲吉東5丁目付近の空き家の進捗状況についてお答えをいたします。

当該空き家につきましては、来栖議員、また矢口議員からも情報提供をいただきましたけれども、通学路に面したブロック塀が地震等の自然災害により倒壊するおそれがあるという状態のものでございました。そのため、所有者等の確知はできていませんでしたが、条例に基づきまして、実態調査、立ち入り調査を行い、管理不全な状態であり緊急の措置を講ずる必要があると判断したため、応急措置を実施いたしました。応急措置はブロック塀を短管パイプで補強をいたしまして、番線で敷地内から引っ張るという工事を行ってございます。今後は所有者等の確知を行い、当該空き家の管理不全が解消されるよう、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

具体的には今後とも確知に努め、改善要請を行い、改善がない場合は指導、さらに改善がない場合には勧告、さらに命令、公表、戒告と進みまして、それでも改善が見られなかった場合に行政代執行を検討するということになってまいります。

私のほうからは以上でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

#### ○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

2点目2番、水資源道路と交差する見通しの悪い道路が目につきますが、通学路として安全を図るための今後の計画についてのご質問にお答えをいたします。

安全で安心な道路整備につきましては、自動車・自転車・歩行者の通行帯が分離されて通行できることが理想であり、個々の道路は交差点によって結ばれ、初めて面的な交通需要に応えるネットワークとして機能するものでございます。現在、幹線道路につきましては国・県の補助事業を積極的に活用した整備を、生活道路につきましては市の単独事業として整備を推進してござい

すが、行政区などの整備要望に十分な対応ができていないのも事実でございます。

また、年次的に歩道整備を進めてございます市道7034号線、通称水資源道路でございますが、全体延長5,144メートルのうち、霞ヶ浦中学校、牛渡小学校の通学路であります県道石岡・田伏・土浦線の牛渡房中地内から赤塚入口交差点までの2,447メートル区間につきましては、国の補助事業を活用し、平成28年度完成を目途に実施をしているところでございます。

今後の計画でございますが、赤塚入口交差点から県道戸崎・上稲吉線までの2,667メートル区間につきましても、道路交通における交差点の安全への役割は大きく、適切な計画、実施設計及び運用は極めて重要でございますので、さらなる延伸工事を実施する際には危険な交差点の改良計画を視野に入れ、反映したいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、4点目、使用済みの小型家電の回収について、小型家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、有用金属のリサイクルに取り組む市町村がふえつつありますが、本市としての所見を伺いますとの質問にお答えいたします。

本市での使用済み小型家電の回収の現状につきましては、従来の分別区分に従って環境クリーンセンターに排出されましたごみの中から、使用済み小型廃家電を抜き取るピックアップ回収及び環境クリーンセンター内にボックスを設置し回収している状況となっております。回収量といたしましては新治広域全体ではありますが、毎月約10トンほどの量をリサイクル業者へ売り払っている状況です。小型廃家電の中には、議員ご指摘のように有用金属が含まれており、貴重な資源であることから、今後につきましても、先進地事例等を研究しながら回収を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

公共交通の関係です。

ありがとうございます。土浦市や行方市、路線バス事業者、乗り合いタクシー事業者等の協議経過があれば内容をお聞きしたいと存じます。

また、協同病院自体に交通弱者への支援策、例えば循環バスのような運行計画などの有無など、何らかの要望や協議をした経過があればお伺いをしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、まず1点目の土浦市、また行方市との3市における霞ヶ浦広域バスを共同運行している中での協議の状況でございます。

また、この中で土浦協同病院の移転・開院に合わせて具体的な協議の見直しにつきましては、それぞれにおいて協議をしているという状況でもございます。その内容につきましては、この来年度、平成27年度からの計画を策定するに当たり、両市の連携を図っていく、お互いに相互協力をしながら進めていこうということについてはご承諾をいただいているという状況でもございます。

また、土浦協同病院の交通弱者と申しますか、高齢者への配慮の点につきましては、玄関先のロータリー部分にまで公共バスを乗り入れていただくというようなご承諾をいただいております。また、この協同病院がおおつ野に移転をすることにより、現在の真鍋地区から、既に土浦駅を最寄り駅としておりますが、さらにおおつ野地区になりますと神立駅が最寄り駅となる予測をしておりますので、今後さらに土浦市とあわせた広域連携というものの中で、この計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。かすみがうら市の公共交通会議の中でも、この進捗の状況、心配する声が出ていると聞いております。地域再生計画で石岡市や土浦市、かすみがうら市で連携し道路づくりをしている経過もあります。広域的な観点から公共交通の組み立てを期待する声が大きいわけです。神立駅から協同病院への公共交通の乗り入れによる土浦市民とかすみがうら市民の相互利用の効果的な連携路線、あるいは土浦駅からの乗り入れによる効果的な路線。加えて本市との連携でかすみがうら市民の相互利用の可能性がないか。あるいは、石岡駅からの乗り入れによる石岡市民とかすみがうら市民の相互利用の可能性などについて、バス運行事業者を加えて、また、今回の法改正の趣旨から茨城県を加えて協議も必要ではないかと私は考えております。

まずは、かすみがうら市民のための公共交通のあり方について、本市の方針を早急にまとめて、地域から土浦駅、地域から神立駅、地域から石岡駅といった交通弱者の生活支援について、近隣の自治体、茨城県を加えた広域での協議の必要性を感じておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そんな中で、開院まで1年ですが、新路線の認可がおりにるまでに4カ月ほどかかると聞いておりますので、神立駅からの新ルートなどは土浦市の対応によるところが大きいのと思っておりますが、本市の考え方をまとめた上で広域協議を行って、交通弱者に対するきめ細かな公共交通網の整備、提供が図られるよう、要望をいたしたいと存じます。

次に、小学校の統合に向けた通学路の安全について、2回目の質問をさせていただきたいと存じます。

私が小中学校の保護者として学校に行っていた時期は、どこが危ないのかというような話が出た際の対処という動きであったというふうに記憶をしております。学校が変わる、3つ、あるいは2つの小学校が今回は新しい道路利用、通学路利用、通学手段の利用と、全て新しくなるわけでございます。子どもたちの安全な登下校をテーマとして、学校ごとに話し合いの場、聞く場をきちんと持って、不安の解消、必要な安全措置などが図られるべきと考えます。各学校から持ち

寄せられた不安が解消され、そして通学路の安全措置が講じられて、平成28年4月の統合を迎えるべき、それが本来あるべき姿と考えますが、教育委員会の考えをお聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まさに新たな通学路、初めての通学路となるわけでございます。平成28年4月開校予定の霞ヶ浦地区の2つの小学校の通学路に関しましては、統合委員会でも心配があるという声が指摘をされてございます。危険箇所の判断はもちろんのことではあります、登校班の編成を含めまして、今後具体的に検討していきたいというふうに考えてございます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

本当は私から改めて言うまでもなく、仕組みなどは以前からあったんだろうと思うんです。今回は大きな変化のときであります。話し合いを通して保護者の不安の解消を図り、必要な改善点が明らかになったものを、教育委員会として道路行政に対して改善要望、要求を強い姿勢で臨んでいていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、水資源道路の関係です。

先ほど、土木部長から水資源道路の歩道化1期工事が平成28年度完成で、現在、牛渡から赤塚の交差点のところまでやっているんだよというような説明がございました。今後、2期工事を通して水資源道路と交差する見通しの悪い道路の改善もあわせてお願いしたいというふうに思っておるわけですが、いつ事故があるかわからないわけですので、できるだけ早急な対応をお願いしたいと思います。

加えて内加茂から水資源道路まで、不法投棄のある暗い道があるわけです。これは白井沢から幕戸、水資源道路まで、現在、平成28年度の事業として道路の拡幅工事がされているかと思うんですけれども、その道路の延長として水資源道路から内加茂まで、通称通学路と言っている道ですが、その道に対する保護者の願いが、広くして、明るくして、きれいにしてほしいという願いが多く聞かれるわけです。また、地域住民にとっても要望が強いわけです。今後、その年次計画等を立てて取り組むような考えがあるかないか、市の具体的な考えをお聞きしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

水資源道路の早急な対応というご質問でございますけれども、整備に際しましては測量調査、物件補償調査、拡幅用地の買収、そして工事といった一連の業務を実施しているところでございます。したがって、1期工事の進捗状況を見きわめながら計画するものでございますが、今現在、拡幅用地につきまして数名の地権者の同意が得られていないというような状況もございま

すので、現時点では検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、現在、県の補助事業であります安心・安全な生活道路整備市町村補助事業で進めてございます。市道7096号線、深谷下郷地内を内加茂地内の県道戸崎・上稲吉線までの延長1,050メートルの延伸整備計画かと思えます。事業決定には費用対効果を初め地域間の平準化、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し判断を行っているところであり、限りある予算を的確に配分した事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。厳しい財政事情とは承知しておりますが、また、用地交渉なども発生すると思えます。しかし、中学生が安全な通学、現在も今後も将来にわたってその道を常時使っているわけであります。また、地域の安全な暮らしの実現に向けて何とか進めていって、いい仕事をしていっていただきたいなど、やっていただきたいなというふうに思っておりますので、強く要望をしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

続いて、空き家対策について再質問をさせていただきたいと思えます。

危険な状態を取り除き、住民の安全な暮らしを守るためにも条例に基づいた対応をお願いしたいところではございます。昨年11月25日の私の一般質問で、人口減少に歯どめをかける手段の一つとして空き家情報登録制度の有効活用を挙げ、現状を聞いたわけですが。その際、公室長から、県内外から照会は多数あるんだよと。しかし、登録が2件ということで、今後地域の行政区長さんの協力をいただいて、登録物件をふやしていくというような答弁があったわけですが。その際、地域の行政区長さんとの協力関係により、私から市民協働のモデルになるような取り組みを要望させていただいたわけではございます。

一方で、今回の空き家の危険な状態が調査から1年間以上放置された形になりました。情報の送信を受けただけで、情報の共有がない状態であったということです。市長公室では行政区長さんにもっと協力いただいてふやしたい。総務部の実態調査のフィードバックができない中で、区長さん方が心配しているというような状況になっておりまして、市民協働とはほど遠い状態と感じます。とても心配な状況です。このようなことが全てではないと思えますが、市部局の連携を高めて住民の協力を仰ぎながら、ともにかすみがうら市はいいよとなるような仕組みづくり、お世話になって、おかげさまでとなるような行政が必要と思えますが、何とか改善措置はないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、空き家バンクの視点のほうからお答えをさせていただきます。

空き家バンクの制度につきましては、移住、あるいは定住化の促進、また地域の活性化という、こういう点から、現在、市のほうでも推進をしているところでもございます。現在の登録件数は

4件と少ない状況でもあり、なかなか契約に至っていないというのが現状でもございます。そういう中で、先般、地元区長会長にお集まりいただきまして、東京のふるさと回帰センターあたりからの講師をお招きして、実際の現状点についてのセミナーを開催したというところでもございます。地方創生の緊急交付金事業の中でも移住者へ対する助成金、あるいは金融機関等からの低金利の融資など進めておりますので、私のほうの立場とすれば、やはりどんどん移住、定住化促進のための地域振興策というものは進めていかなければならないという考えで推進をしている状況でもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

市長方針の市民協働という部分が市長方針の中心的部分であるかと思えます。部局内の連携を高めたり、行政と住民と行政区と一体になって、こう進められるようなこと、仕組みづくりが早急にされるべきではないかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

大塚団地にも空き家が問題になっているとお聞きしまして、お話を伺ったところ、高齢化団地になってしまったと。しかし、住民が協力してカーブミラーを磨いたというようなことをおっしゃっていました。また、空き家にもハクビシンが入っているところがあるというようなことをおっしゃっておられました。そして、私から空き家対策も所有者との接触がとれないというような担当課の話、悩みを話させていただいたときに、「区に相談してほしい、説明会でも開いてもらえれば協力できることもあるんじゃないかなと。一つずつ潰していくよりほかないんだよ」というようなことを話されておりました。かすみがうら市にもすばらしい住民の方、行政区があるなと感心をした次第です。私も行政区との、できる範囲内となってしまうと思うんですが、情報の共有をして、解決できるものから一つ一つ解決するよりほかにないのかなというふうに思っております。

前にも申し上げましたが、空き家も新しいものは資源であり、古い物件で管理されていない物件になると、地域の安全な暮らしを脅かす存在となることは私から申し上げるまでもありません。行政と地域とが一体となって問題解決に当たっていく、そのようなことを強く要望したいと存じます。

最後になりますが、小型家電リサイクル法の関係です。

細かな部分までお調べをいただきました。当市では広域事務組合の取り組みで、ピックアップ方式で小型家電の回収をしているので、現実的に市としては具体的な取り組みはしていないし、今後も、現在のところは考えていないというような内容であったかと思えます。国や環境省として、資源の乏しい我が国の現状や実態を憂いて、小型家電リサイクル法として法整備をした経過があると思えます。当市としても本趣旨にのっとって、小型家電リサイクル法の対象家電品とはどんなものか示すだけでも住民の意識向上になります。広報やパンフレットなどで啓発活動を行ったり、イベントなどの機会にリサイクル家電回収ボックスなどを設置したりして、住民の意識を高めるための何らかの推進策を実施いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

繰り返しになって大変申しわけございませんけれども、小型廃家電指定品目であります携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機等の中の、特に基盤や回路にはアルミや銅のベースメタル、貴金属、レアメタルが含まれております。議員ご指摘のように小型廃家電の回収には、やはり周知、また意識改革をすることが極めて重要と考えております。今後につきましても、イベントの回収等の先進地事例等も参考にしながら、回収等の啓発を十分に行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。ぜひともリサイクル意識というか、そういったものを市民に広げるような取り組みを期待したいと思うんです。

そのほか、聞きたいこともあるんですけども、これぐらいにして、かすみがうら市のホームページで当市のごみカレンダーを見ますと、濡れや汚れのひどいものはリサイクルできませんので、可燃ごみとして出してくださいという記述があります。また、クリーンセンターで取り扱いできない、いわゆる二輪車のリサイクルであるとか、家電リサイクル法の関係、パソコンのリサイクルについての掲載があります。ごみカレンダーとしては全くそのとおりだと思います。しかし、ホームページなどを見ていて感じたのは、担当課としてはごみの減量化推進の観点からリサイクルについての住民啓発、当市のリサイクルの実情、例えばビニールなどは回収されてサンダルになっているというような情報なども含めて、回収の実績なども記載して協力を仰ぐような取り組みが必要ではないかと思います。ご検討をお願いし、要望といたしたいと存じます。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

担当部課長の対応や真摯なご答弁に心から感謝申し上げまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

暫時休憩にします。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前11時04分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

## ○2番（宮嶋 謙君）

皆さん、こんにちは。

ことし1月の市議会議員選挙で議席をちょうだいいたしました宮嶋 謙と申します。多くの市民の皆様のご支援をいただきまして、そのご期待に沿うべくしっかりと仕事をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、今回は私にとりまして初めての定例会、また、初めての質問でございます。ふなれな点があるかと存じますが、どうぞご容赦ください。よろしくお願ひいたします。

さて、私はかねてより市議会、市政につきましては、より開かれた場であることが市をよりよくしていくことにとっても大切だというふうに考えておりました。すなわち透明化ですね。これをどんどん進めていこうと、そういう方向性をぜひとも目指していくべきだと考えておりましたけれども、当かすみがうら市議会におきましては、諸先輩方のご努力によりまして、平成24年第2回の定例会から動画の中継ですとか、インターネットの配信がスタートしております。議会に傍聴に来られない多くの方にとりましては、議会で何が議論されているのか、今、市政で何が問題になっているのか、これを知る非常に大きな、便利なツールになっていると思います。

私はこれをさらに進めて、本会議のみならず、例えば委員会、あるいは全員協議会などにもぜひ広げて、拡充していただいて、市民の皆様にもより深いご理解と、ともに考えていただく機会をふやしていくべきだと考えております。特に、委員会や全員協議会などでは議員の発言もより活発でフランクなんですね。ですから、それぞれの議員の考え方ですとか働きもよく見えますので、市民の皆様ご自身が投票した議員がどんな活動をしているのか、知るいい材料にもなりますので、ぜひとも推進をお願ひできればというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、本会議におきましてはこのシステムが既に稼動しております。ですから、せつかくの仕組みですので、発言、質問におきましては私はなるべくわかりやすい言葉づかいで、堅苦しい表現ですとか議会特有の言い回しなどはなるべく控えて、余り傍聴の機会がない方にもすぐにわかっていただけるような言葉づかいを使うように心がけてまいります。執行部の皆様におかれましては、正確さを優先するためには専門用語が当然多くなるのは理解できるんですけども、ぜひとも議員への説明に終わることなく、その後ろにいる市民の皆さんに丁寧に説明をするんだと、そういうお立場、ご意向をぜひとも發揮していただきますように、よりわかりやすい表現を心がけていただければありがたく存じます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、職員数の適正化についてでございます。簡単に言いますと職員さんの人数です。厳しい財政状況の中、あらゆる経費の節減が求められておりますが、人件費についても同様であると思います。少ない人数で多くの市民サービスを実現することが求められているということでございます。そのためには業務の見直し、不要な仕事はしていないだろうか。やり方の見直し、もっと効率的なやり方はないだろうか。あるいは外部に委託できる仕事はないだろうか。こうしたことを徹底的に検証、再構築をして、さらに加えて職員さんの一人一人の能力、これをどんどん向上させていただくことがとても大切だと思っております。

そこで、1番目の質問として、現在の市職員の人数について、市長の考えをお伺いしたいと思います。市長は現在の市職員の人数について、削減に努めるべき状態なのか、あるいはふやさな

いといけない状態なのか、基本的な認識をお聞かせいただければと思います。

2番目としまして、今後の適正化について、その具体的な計画がありますでしょうか。また、それはどのような内容になりますでしょうか。その概要をお聞かせいただければと思います。

大きな質問の2つ目としましては、水道料金の値下げについてお伺いいたします。

1番目としまして、水道料金の値下げの時期とその内容についてお伺いいたします。

坪井市長は、昨年の7月の市長選挙において、公約の一つに水道料金の値下げを掲げ当選されました。水道利用者にとりましては、安全な水道が安く利用できるということは大変結構なことだと思いますが、その内容はどのような内容で、いつ行われるご計画でしょうか。これまでも議会で何回か同様の質問がございましたけれども、内容を検討中ということでしたので、改めてお伺いいたします。

2番目としまして、値下げを行う場合は、その財源を何に求めるお考えでしょうか。答弁を求めます。

3番目といたしまして、水道会計への一般会計からの補助について、減額をしていくお考えがあるか、お伺いいたします。

水道会計は受益者負担が基本でございます。また、市の一般会計も逼迫している状況の中、水道会計においては平成25年度決算で黒字になっておりますので、受益者負担の原則により近づけるためにも、一般会計からの補助を減額していくべきではないかと思いますが、そのお考えはございますでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、市職員の基本的な考え方につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、事務の見直しや職員の能力向上を図ることは、最小限の経費で最大限の効果を上げるという、行政運営の原則に照らしても大変重要なことだというふうに考えております。現状を申し上げますと、平成26年4月1日の職員数は409人となっております。このところの職員数につきましては類似団体との比較でも見られますように、決して多い状態ではないというふうに考えております。今後につきましては、新たな行政需要、権限の移譲、それから地方公務員法などの関連法令の改正などの対応など課題はありますが、人口の減少の影響を考慮すれば縮減が必要であるというふうに考えております。

詳細につきましては総務部長から答弁をいたさせます。

ご質問の2点目、水道料金の値下げについての1番、水道料金の値下げの実施時期と内容につきましてお答えをいたします。

昨年第3回の定例会におきまして、小松崎議員、佐藤議員から同じ趣旨のご質問がございました。水道は市民の皆様方のおよそ94%の方が利用されておまして、市民生活に欠かすことので

きないものでございます。私は市民の皆様方の暮らしを応援し、地域を元気にするために市が行っております水道事業の料金を値下げして、消費税増税に伴う負担を軽減したいというふうに考えているものでございます。政府は平成29年4月から消費税率を10%にすると言っておりますので、なるべく早い時期に料金改定を行いたいと思っておりますが、実施時期につきましては今年度の決算状況を見てから判断してまいりたいというふうに考えております。

また、料金改定の内容につきましては、基本水量10立方メートルを廃止して従量制に切りかえることによりまして、負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目2番、水道料金の値下げの際の財源及び2点目3番、一般会計からの補助の減額につきましては、水道事務所長から答弁をいたさせます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。

職員の定員適正化についてお答えをいたします。

これまで市では、行政改革大綱における定員管理・給与の適正化の方針に基づきまして、集中改革プランを踏まえ策定をいたしました、定員適正化計画により定員管理を実施してまいりました。現在は第1次の後期定員適正化計画の計画期間に当たりまして、平成26年4月1日の職員数につきましては468人を目標としていたところ、実績では409人というふうな形となっております。これは新規採用の見送りですとか勸奨退職者の増加、とりわけ平成25年度の退職者が38人と過去最大の減少幅であったことから、平成26年4月には14人を採用したものの、目標を大幅に下回る結果となったことなどによるものでございます。

次に、定員の適正化に係る計画についてお答えをいたします。

現在、ただいま申し上げました第1次後期定員適正化計画の実績を踏まえまして、第2次定員適正化計画の策定に取り組んでおります。当計画につきましては、第1次定員適正化計画を基本といたしまして、新たな行政需要や権限移譲、また国の政策への呼応などの課題への対応と、一方で人口減少の影響を勘案いたしまして、年度内を目標に策定を進めております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

ご質問の2番、水道料金の値下げについての2点目、水道料金を値下げする場合、その財源を何に求めるかについてお答えをいたします。

まず、一般家庭用の水道料金に関しましては、10立方メートルを基本水量とする基本水量制をとっております。このことから、10立方メートルに達するまでは同額の基本料金が発生することとなります。10立方メートルを超えたものには段階的に従量料金を定め、逦増制を採用している

ものでございます。利用者の方々から10立方メートルの基本水量制の見直しのご要望をいただいているところでございます。市長から水道料金値下げの指示を受けておりますので、ゼロ立方メートルを基本水量とし、以後従量制とするものに改めるとともに、超過料率を含めまして見直し案を検討しているところでございます。

参考までに利用者ごとの使用水量を見ますと、一般用で10立方メートル以内の利用者数が約33%を占めております。見直しに当たりましては、この範囲の設定をどのようにするかによりまして、収益への影響額が大きく左右されるものと考えております。

また、11立方メートルから25立方メートルまでお使いの方が約43%でありますので、25立方メートル以内の方が、合わせまして全体の4分の3になります。

財源についてのご質問でございますが、水道事業収益は大きく営業収益と営業外収益に分かれております。営業収益は水道の加入者から徴収させていただいております水道料金であり、営業外収益は一般会計からの補助金でございます。料金体系見直しによる水道収益の減額分を補うため、さらなる費用縮減に努めてまいりたいと考えております。節水意識の高まりや少子高齢化等によりまして給水収益の伸びが期待できない現状におきましては、費用縮減で及ばないものは一般会計からの補助金に頼らざるを得ないと考えているところでございます。

ご質問の3点目、市の一般会計が逼迫している現在、水道会計は平成25年度決算で黒字となっていることから、一般会計からの補助金を減額すべきだと思うが、その考えはあるのかについてお答えをいたします。

平成25年度決算の損益計算書におきまして、2321万9461円の利益がございましたが、年度末の企業債残高が39億円でございますので、全額を減債積立金として今年度積み立て処分しているところでございます。

平成26年度予算から新会計制度を適用したものとなっております。法適用によりまして、現在執行しております平成26年度当初予算は支出が収益を4777万4000円上回る赤字予算となっているところでございます。今年度は一般会計から平成25年度と同額の3700万円の補助を受けております。

なお、平成27年度予算（案）におきましては、平成26年度予算とは違い、収益が支出を上回るものとなっております。一般会計からの補助につきましては、普通交付税に算定される高料金対策分2800万円を営業外収益として計上しているものでございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。

それでは、2回目の再質問に入らせていただきますが、職員数適正化について、まずちょっと確認でございますが、市長のご答弁では、類似団体と比べそう多くはない。けれども人口減少の影響を考えて減らしていくご計画だということでしたが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

もう一点確認、その方針、ぜひともご努力を引き続きお願いしたいところでございますが、今度、4月1日からはどれぐらいの縮減になりますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

4月1日現在では、先ほど申し上げました平成26年の409人と比較しますと15人増の424人という数字で見込んでおります。これを今後の退職者等を考慮いたしまして、5年間の計画として、5年スパンで、先ほど市長のほうから話がございました縮減の方向に向けて計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。一般的な民間企業におきましては、かつてはボリュームといいますか、大量生産が追求された時代がございましたけれども、やがて質のほうに注目が行くようになりまして、利益率を一つの指標として追求するようになって、今はその源泉となる顧客満足度ですね、これを随分と追求して、最終的には企業を発展させていこうというような流れがあると思うんですが、これを市政に置きかえますと市民満足度ですね、納税の負担感に比べてどれだけ充実感といいますか、満足感を得ていただけるか。この市民満足度というのを高めることが今、求められているのではないかなというふうには私は思うんですけども、その観点から言いますと、やはり市のいろいろな市への要望というのはふえる一方で大変だとは思いますが、人数をふやして対応するということでは、その市民満足度というのなかなか高まるものではないというふうに思います。それは、サービスはふえても支出もふえるからです。ですから、現有の財産をより最大限活用して、市民の要望に添えていくことが求められていると思います。

その観点から言いますと、ぜひとも今いる職員さんの能力の向上と、それからより多く発揮していただく施策をぜひとも積極的に行っていただきたいというふうには私は考えております。実はことしの2月20日の茨城新聞に、「職員研修で討論、6次産業化を図る」と題した職員研修の記事が掲載されました。かすみがうら市の37歳の職員8人によるワークショップで、農産物の消費拡大をテーマに討論して、飼料にレンコンを配合して育てた蓮根豚を初めとする、ご当地ナベボールや花粉症対策として有効な蓮の粉実入りたい焼きなどの案がまとまったと。そういう記事です。これ、中堅職員さんによる非常に頼もしい取り組みであるというふうに読ませていただいたんですけども、こうした庁舎内のワークショップに加えて、先進自治体での研修ですとか、あるいは民間企業に出向いてその手法を学ぶなどの、そういう研修をぜひとも進めていただきたいと思いますが、職員の能力向上について、現在、市はどのような施策を行っていらっしゃるか、教えていただけますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

## ○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、職員の能力向上に向けた取り組みについてお答えをいたします。

市では人材育成基本方針というものがございまして、これに位置づけます市が求める職員像がございまして、みずからを律し、市民の目線で考え行動する職員を育成する。その要件として、豊かな人間性、市民感覚、経営感覚、そしてチャレンジ精神の4つを掲げてございまして、地方分権の進展に伴いまして、職員は多様化、高度化する行政ニーズに的確に答えていくとともに、常に市民の目線で考えながら、公務員として高い倫理観、規範意識を持って市民からの信頼を獲得し、市政に対する市民の満足度を高めていく必要があると、こういうふうな趣旨でございまして。

このことを踏まえまして、毎年度職員の研修計画を策定しております。平成26年度につきましては、職員の自発的、積極的な能力開発を支援するとともに、受講者の参加意識の向上を図りながら、分権時代に求められる、より質の高い行政を担う人材の育成を目指して研修を実施してまいりました。その主な内容といたしましては、自主研修の促進、職場研修、職場外研修に大きく分かれてございまして。

初めに、自主研修の促進につきましては、通信教育の受講料への助成を行ってございまして。こちらは平成26年度5件の助成がございました。

次に、職場研修につきましては、いわゆるOJTというものでございまして、上司や先輩職員などが日常の業務を通じて、また仕事に関連させながら職員を指導し、育成していくというふうなものでございまして。平成20年度から人事評価を導入したこともありまして、評価者、被評価者間における日常のコミュニケーションやアドバイスは人材育成の観点からより重要な役割を担ってございまして。

次に、職場外研修でございましてけれども、こちらは全体研修、階層別研修、派遣研修というのがございまして。初めに、全体研修につきましては職員数の減少ですとか地方分権、制度改革等によって仕事量の増大、高度化、こういった現状がございまして、現場レベルの事務の改善、効率化を学ぶ研修を実施しております。議員のほうから評価をいただきましたVE研修につきましてもこの一環でございまして。

また、目標による管理をより効果的に運用し、組織目標の実現、また、所属職員の育成につなげていくということで、主に管理職員を対象としましてマネジメント能力向上に関する研修も行ってございます。

さらに、若手職員が職場や業務になじんで成長していくためのサポート方法を習得、さらに責任感を身につけるといったことからも、お兄さん・お姉さん研修というものも実施をいたしました。

次に、各階層の職務遂行に必要な知識の習得や能力開発を目的とした階層別研修を実施しております。こちらは主事級及び採用後5年以内の職員研修といたしまして、市の主催により実施をいたしております。また、主幹級以上の職員研修につきましては茨城県自治研修所に派遣をし、実施をいたしております。こちらは75人を派遣しております。

次に、専門的な知識の習得のほか、他の自治体職員との人的ネットワークの形成といった効果も期待をいたしまして、国や県の研修機関などに職員を派遣する派遣研修を実施して、こちらは16人を派遣しております。茨城県自治研修所における研修につきましては、意欲ある職員を支援

するということから、公募ですとか、所属長の推薦、また自己申告書の内容等に基づき研修生の派遣を行っております。以上のような研修を行っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。さまざまな施策をしていらっしゃるということはよくわかりました。余談になりますけれども、私の知り合いで以前の国鉄がJRに移るときに、民間になるということで、いろいろなさまざまな研修が行われたと聞きまして、私の知り合い、たまたま電車の運転士をやっていた方でしたが、半年間コーヒーショップに出向になって実地で働いたと。そのときの経験がものすごく身にしみたと、ためになったと、お客様の顔が見えるようになったという話を聞きました。ですから、とかく同じ職場で同じ顔で仕事をやっていると、ふだん気づかないことも出てきますので、より多くの交流を持つという意味でも、ぜひ研修などを進めていただいて、市民の皆様のご期待に応えるような仕事の組み上げ、仕事の仕方を確立していただければというふうに感じました。

もう一つ、今、ご答弁にちょっと出ましたけれども、職員さんの能力向上、あるいはやる気に非常に大きくかわる評価についてお伺いしたいと思います。つまり、実績をしっかりと上げた方、一生懸命努力した方に正当に評価ができていけるのだろうか。その評価に対して、またきちんと応えている仕組みになっているのだろうかということでございます。簡単に言って、やってもやらなくても同じであれば、みんなやる気がなくなって、よくなるはずがございませんので、非常に大切な制度だと思いますが、現在ほどのような仕組み、システムになっておりますでしょうか。先進の自治体では賞与だけではなくて昇給にも反映させる。そんな事例も聞いておりますが、かすみがうら市の現状と今後の計画について教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、市の人事評価システムについてお答えをいたします。

かすみがうら市の人事評価制度につきましては、先ほども申し上げましたが、平成20年度から実施をしております。これは職員が職務を遂行する上で発揮した能力、及び態度を客観的に評価するという行動評価と、所属長の組織目標に基づいて個人の目標を達成するための方法及び実績を客観的に評価する目標管理と、この二評価の方法で実施をしております。手法といたしましては、所属長と職員が面談を行いまして、課員が目標を設定いたします。それを課員が自己評価し、さらに面談の上、所属長が評価をいたしまして本人へフィードバックすることで効果的な人材育成を目指しております。この人事評価の結果は人材育成、任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するものとしております。これは現在、勤勉手当の支給にも反映をしております。

また、平成23年度には昇任試験実施要綱を定めまして、課長補佐試験、係長試験、主任試験の昇任試験を実施しております。昇任試験の受験資格としましては、一定の在籍年数とあわせまして、人事評価制度による所属長等の評価内容による勤務成績が良好以上であるというふうな要件としております。こちらのほうにも反映をしております。このことから、人事評価の結果、勤

務成績が良好以上でない場合には昇任試験の受験資格はないというふうな形となっております。

また、今後ですけれども、平成26年5月14日に公布をされました地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、人事評価を任用、昇任等に活用されることが法律上に規定をされ、2年以内に施行をするということになってございます。このことから、市の人事評価についても評価者研修の継続的な実施、また、結果の開示、こういったものを引き続き行い、公正をさらに高めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。今後、この昇給にも差がついてくる、そういう仕組みが入るんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

昇給、給料の引き上げにも反映をされますし、任用ですとか昇任等にも活用していくと。さらに、大きな影響が及ぶような事項となってまいります。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

どうもありがとうございました。評価に不満が残らないような公平性をしっかりと担保していただきつつ、しっかりやった方はそれだけ評価も高くなると、やる気が出ると、そういう形でもって、ぜひとも現有の財産、現有の職員さんの能力を高め、効率を上げ、市民サービスに高めると、そういう方向でぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、水道料金のほうに移らせていただきたいと思いますが、先ほどのご答弁では水道料金の値下げの内容について、消費税分の負担軽減と、それから基本水量10立米のところを従量制にすると。この2点であるというふうに伺いましたが、間違いはないでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

議員さんのお見込みのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。この消費税増税分と言いますのは、今年の4月に3%上がって、それから平成29年4月に今度、あと2%上がるかと思うんですが、これ、合わせて5%分が値下げの対象になるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

どのくらいの料金値下げができるかという額につきましては、先ほど申しましたように、平成26年度の決算を見たところで、新しい会計基準に適合して経理が、決算がどうなるかというのを見ないと、ちょっと見当づけがまだできないとは思っております。ただ、今の議員のご質問の中で、私としてはまず目安として考えていることをお答えしたいと思います。消費税、確かに5%であったものが8%に3%増額されておりますし、平成29年4月からはそれに加えて2%ふえると。ですから合わせまして5%になるわけでございます。目安といたしましては、3%から5%の間を目安にできればと考えております。額につきましては、現在、水道料金の年間の収益がほぼ10億円でございますので、5%値下げした場合には全体で5000万円、3%であれば3000万円、その範囲の中で料金の体系を見直しまして、どのくらいまで値下げできるかということを見きわめていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それと基本水量の見直しのところに、改定による減収もあろうかと思いますが、これはどれぐらい見込まれるものでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

平成23年度におきまして、一度、10立方メートルまでの水道料金を1,000円から、ゼロ立方メートルを1,000円といたしまして、10立方メートルを2,000円としたところで一度試算をしてございます。たしか2400万円を超える減収が発生していると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

そうしますと、消費税増税分の負担軽減は恐らくは決算状況によりますが、3000万円から5000万円。それから料金改定の部分で2400万円程度、これが収入減となる可能性があるわけですね。

もう一つの懸念材料として水道管の老朽化の問題があるかと思えます。将来にわたって対策が取られておりますでしょうか、伺いたいと思えます。水道管の耐用年数は40年というふうに聞いておりますが、これから人口が恐らくは減っていく、また利用者の節水意識も高まっていきました、加えて値下げをするということになりますと、非常に水道会計自体が厳しくなっていくという先行きだと思うんですが、果たして老朽管の交換、更新等はしっかりと計画が立っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

水道料金の値下げと老朽管の更新についてお答えしたいと思います。

まず、老朽管の更新につきましては、今、議員ご指摘ありましたように耐用年数が40年ということでございます。40年たったものは、以後ふせ替えをしていくという一つの目安になろうかと思えます。ただ、40年はその機能を果たすということでございますので、40年を超えてからの話になろうかと思えます。現在、市が作成しております公共施設等マネジメント計画というのがございます。こちらでは40年の耐用年数で更新した場合の試算といたしまして、2031年、平成43年になろうかと思えますが、平成43年から平成51年、まだちょっと先にはなりますが、こちらに更新時期が集中するということになってございます。ただ、40年を経過したからといって翌年更新というわけにはなかなかまいらないかと思っております。

それででございますが、料金値下げとこの更新の費用の関係でございますが、水道事業につきましては一般会計と違まして、3条予算と言われる収益的収入、支出と今回の漏水管等を更新いたします資本的収支、第4条予算と、2つに予算が分かれているところでございます。それで、4条予算を使いまして老朽管の更新をやっていくということになろうかと思えます。こちらの収益と言いますか、収入は企業債の借り入れと減価償却から生み出される補填財源、こちらの二本立てになってございます。今すぐ水道料金を値下げしたとしましても、4条予算の財源となります減価償却費は影響いたしませんので、4条予算の執行に当たりましては、影響しないというわけではございませんけれども、今すぐ料金改定をしたからといって影響はしないというように考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、水道料金というのは受益者負担が原則だと思うんです。できるだけただの財源、一般会計からの繰り入れをせずに水道会計だけでやりくりできるというのが理想だと思ひまして、なるべくそれに近づけていただきたいというふうに考えるんです。一般会計からお金を入れるということは、水道料金の名目では値下げはするけれども、一方で市民税や固定資産税など、別の形で徴収しているわけですから、実際はその分は値下げとは言えないと思ひます。また、一般会計でできたであろうはずの事業ができなくなって、それを水道に入れるということになりますから、総合的に見ると市民サービスの向上にもつながっていないと言えらると思ひますが、この辺について、ご見解をいただければと思ひます。お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

一般会計からの補助金でございますが、平成25年度、平成26年度と3700万円の補助金をいただ

いております。こちらにつきましては、水道料金を抑制するための補助金ということになってございます。議員おっしゃいますように水道会計は独立採算がやはり原則だと私も考えているところでございます。一般会計からの補助金に頼らない経営、これをやはりすべきであろうかと思っておりますが、まだまだ利子負担が結構発生しております。合併した当時、平成17年でございますが、このときには利息だけでも2億円を超える利息を払っておりました。それが、ここ一、二年で1億円を切るまで圧縮を図ってきたところでございます。当時と今も同じ料金体系をとっておりますので、やはり、赤字の体質はまだ抜けないところではございます。

ただ、私としましてもやはり独立採算をしていきたいということでもありますので、平成27年度予算をこれからご審議していただくわけでございますが、この中では費用の縮減に努めるとしておりました、2800万円の補助金をいただいた中で運営していきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。ぜひともその原則により近づけるように、ますます努力していただいて、水道料金の値下げは企業の誘致ですとか、人口、定住者の増加ですとか、そういう正攻法の施策でもって実現していただければ、よりよろしいかなというふうに思います。

これで私の質問は終わらせていただきますが、最後に訂正をさせていただきます。

最初の質問で、「職員数の適正化」というところを「議員数の適正化」と言い間違えがございました。申しわけございません。「職員数の適正化」に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時54分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

さきのかすみがうら市議会議員選挙におきまして、千代田町議から通算で5度目の当選をさせていただき、一般質問をする機会を与えてくださった市民の皆様に、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。私も4期16年、議員として実績はございますが、選挙の洗礼を受けるたびに思いますのは、初心貫徹、市民の目線で一般質問に臨みたいと思います。簡単なことでも丁寧に答弁をいただきたいというふうに思います。

早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、新治地方環境クリーンセンター解散・処分して新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設について。

- ①これまでの経過と今後の計画について。
- ②今後の計画を実施するに当たり課題について。
- ③この計画に伴う市民に対する説明責任について。

この新治地方環境クリーンセンター解散・処分して、新たな枠組みによる広域ごみ処理施設を建設しようとしていることについては、多くの市民の皆さんから、いつの間にこのようなことが決まったのかと素朴な疑問が投げかけられております。この事業につきましては、市民の皆様の多くが知らない間に、市民の血税を含めた経費、かすみがうら市の負担金30億円強として支出されるおそれがあることから、この重大性に鑑み、今回の一般質問に、市民の皆さんに明らかにすることをぜひとも必要と感じたことによるものでございます。

現在の新治地方環境クリーンセンター、新治地方広域事務組合、かすみがうら市・土浦市・石岡市の3市での共同事業でございます。平成31年度までの協定期間満了をもって、3市との協議を十分に行わない以前に、拙速にかすみがうら市・土浦市・石岡市・小美玉市・茨城町の4市1町による新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設ありきの協議会に参加することとなったのか。その経過と今後の計画についてお伺いをいたします。

また、今後、具体的に計画を実施するに当たり幾つかの課題があると考えられますが、その検証をしているのか。さらには、この計画を遂行するに当たり、これほどの重大行政課題に対し、市民への説明をいつ、どのような形で実施すべきと考えているのか、その説明責任についてお考えをお伺いいたします。

- ①からそれぞれ順を追って答弁を願います。

2番、新石岡地方斎場の式場使用料補助金についてであります。

①新石岡地方斎場の式場使用料の格差解消を求める請願書が平成26年第1回市議会定例会で議案審査特別委員会に付託され継続審査、第2回定例会で議決を得たわけではありますが、市長のご見解をお伺いいたします。

- ②石岡地方斎場の火葬・式場利用状況についてお伺いをいたします。

坪井市長は昨年の市長選挙において、新石岡地方斎場の式場料補助金を公約し、市長となったわけであります。請願書に署名した市民は、本当にこの請願書に署名する際にどのような説明を受け署名をしたのか、誤解により真実を理解しないまま署名してしまったのかとも受け取れる、疑問が残る内容となっていること。また、式場使用料格差是正のための助成については、補助そのものが格差を生じさせる元凶となるのではとの疑念から、一般質問により真実をここに明らかにし、市民に示すことが必要ではないかと感じたからであります。

斎場の式場の利用料は、祭壇等の飾りつけ等の利用料は別料金であり、全て民間による飾りつけとなっており、飾りつけを含む利用料全体の利用料に対し、式場のみの料金の割合は極めて低く、式場内の飾りつけは全て民間によるものであり、民間セレモニーホールを利用する場合との格差は生じないのではないか、単純に式場使用料のみの料金比較はできないのではないかと思えます。要するに飾りつけ等の料金は民間によって金額はそれぞれ異なるものであること、さらには、式場を利用できるのはそもそも火葬件数に対し、式場を利用できるのはごく一部の利用者にすぎない式場しか用意されておられません。全員が式場を利用することができるスペースを用意するとすれば、建設費が膨大に膨らみ、採算は取れず、赤字経営に陥ることは明白であります。また、霞ヶ浦地区はこれまでの合併以前の経緯から行方市の斎場を利用することから、行方市の斎場にはセレモニーホールは整備されておられません。

以上の状況から、格差是正のための補助金とはいかなる根拠に基づくものなのか、ご説明を願いたい。民間セレモニーホールを利用した場合、かすみがうら市全員に補助金を交付しなければとの疑問も生じ、根底から格差是正の意義が覆される結果を招くのではないかと思います。

以上、順次答弁をお願いいたします。

3、千代田地区における市街化調整区域内の宅地化についてであります。

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例が昨年11月20日付で提出制定され、ことし10月1日の施行が予定されております。この市街化調整区域における区域指定による宅地化の許可制度については、都市計画法が平成12年に改正され、既存宅地（市街化調整区域の指定（昭和46年）される以前から宅地であったもの）が廃止に伴う制度が創設されたと伺っておりますが、皆さんご存じのとおり霞ヶ浦地区においては既にこの制度が施行されているが、千代田地区については区域指定がされないまま今日に至っております。近年の千代田地区の市街化調整区域内の人口・児童数の著しい減少については、これまでの千代田地区における市街化調整区域内の宅地化制限（住宅については分家住宅のみの許可）により、昭和46年に市街化調整区域に指定されて以来、宅地化を制限・抑制してきたことに起因するものであり、現在、課題となっております4小学校の統合問題も関係しているものと考えられます。さらには、近年、千代田中の存続さえ危ぶまれていると懸念されている状況にあります。

以上の状況から、今回の区域指定については何らかの手法で、千代田地区内の市街化調整区域の制限をできるだけ解除できるよう、多くの市民が望んでいたものと考えられます。

さて、今般の条例制定への道筋は、以前より上佐谷小学校区の多くの市民から、市街化調整区域内の都市計画の見直し要望が提出されていたこと、近年の千代田地区の市街化調整区域の人口・児童数の著しい減少への危機感、さらには未来のまちづくりに必要かつ重要課題として、数年前から検討を重ねてきた結果と伺っております。そこで、今般の条例の施行に当たり、成果のある、実効性のあることが求められており、だれにも理解できるようわかりやすく説明していただき、市民の皆さんに周知することが必要との考えに基づき一般質問することとしたものです。

①かすみがうら市都市計画法の規定により開発行為の許可等の基準を定める条例の制定公示・施行に対する市民への周知について。

②条例の具体的許可基準・指定区域の具体的区域の説明並びに効果について。

③区域指定による定着人口及び児童生徒増加の推計見込みについて。

以上、3点について順次答弁を願います。

4、千代田地区小中学校の統合整備についてであります。

志筑小・七会小・新治小・上佐谷小4校の統合については、立地・経費・小中一貫の課題が整理されないまま、現在、なお方針が示されないまま現在に至っております。4小学校統合の問題は約20年以上前にさかのぼる志筑小学校の校舎建てかえに端を発しているものと考えられ、当時、校舎等の建てかえ移転は統合を全く計画されていない移転計画でありました。その後、完了までの間、統合の課題が浮上していたにもかかわらず、執行部当局が水面下でこのことを進めようとした市民不在の無計画な行政が行われてきたことによるものであり、根底には根深いものがあると考えられます。

私がこれまで市民の多くの皆さんから得た情報から考えるに、約20年以上前、志筑小学校の建てかえの検討がされ、既存の敷地に建てかえする案と移転の案が検討されたが、結果として移転の選択がされ、必ずしも市民地域住民の皆さんの賛同が得られたとは言いがたい状況の中、移転・建てかえの判断がなされ、さらに、移転の校舎敷地は一角に共同名義の土地があり、同意をもらうのに時間を要したり、遺跡の発掘により建てかえの工事が遅延し、さらに移転開校までに20年以上を要する結果となりました。

このことは市長を頂点とする執行部当局、並びに議会が統合問題を初め、大きな事業を計画・実行するシステムとしては長期的展望に立って、短期・中期・長期計画を立て、市民に情報公開と説明を適宜に行い実施されていれば、現在の問題は生じなかったものと考えられることから、今回の一般質問を行うこととしたものです。

それでは、通告に従い順次ご答弁をいただきます。

①千代田地区の小中学校の統合整備について、これまでの経過と今後の実施計画について、移転校舎の敷地買収時期・工事施行時期・開校移転するまでの間、茨城県の小中学校に係る小規模校に対する統合の基本指針はいつ示され、本市として当該4校統合を含めた小中学校統廃合計画について、いつの時点で方針を決定し、実施計画を立てたのか。これまでの経過と今後の実施計画についてお伺いをいたします。

②予算と立地についてですが、現在、課題となっている経費（志筑小学校敷地拡張増築案及び千代田中敷地拡張一部改修・増築による小中一貫校経費）の対比並びに、将来の長期的まちづくりの観点から、立地についてご答弁をいただきます。

③千代田中学校を小中一貫校として整備してはどうかの見解について。

小中一貫校の整備のハード面のメリット及び文科省が昨年、全国自治体が独自に行っている小中一貫校教育の実態を初めて調査し、結果を公表した内容によれば、校舎を一体にしたり、従来の6・3制の区切りを変えたり（4・3・2制）し、一貫の度合いが高いほど学力が上がるなどの成果が上がっていることがわかったとの報道がありました。10月15日の朝日新聞に掲載されておりました。また、全国にも、県内の近隣自治体においても、小中学校統廃合を機に、着々と小中一貫校への移行を進めている現状に鑑み、提案に対する見解のご答弁をお願いいたします。

④市民に対する説明責任についてであります。

今般の千代田地区の調整区域内小学校4校統合が暗礁に乗り上げている状況については、本市の霞ヶ浦地区の統合の進捗に対し、大幅におくれをとっております。国・県の意向を初め、近隣

自治体の統廃合状況に対しおくれをとっており、地域住民の方々から、今後どのようになるのか心配だとの意見が聞かれます。こうした状況を踏まえ、再度市民に対し説明を要する時期に来ているのではないかと考えますが、行政としての説明責任の観点からご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

**○議長（藤井裕一君）**

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

矢口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の新治地方環境クリーンセンターを解散・処分して新たな枠組みによる広域ごみ処理施設建設についての質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの経緯につきましては、昨年8月11日に石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会へ当市の広域参加の申し入れを行いまして、8月21日の第2回石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会におきまして、本市のこの協議会への加入が承認された次第でございます。その後につきましても、今回議案に提出させていただきました霞台厚生施設組合規約の内容につきまして協議をしまいたところでございます。

今後につきましては、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の各構成市町の議会の承認をいただいた後に県への申請手続、3市1町において協定書を交わし、4月1日から霞台厚生施設組合において3市1町によるごみ処理広域化に係る計画の策定及び処理施設の建設及び附帯する事務を共同処理する予定となっているところでございます。

計画の実施に当たりましての課題につきましては、現在のところ継続審議中となっております建設場所になるかと思料されます。これまでの処理施設よりもごみの運搬距離がかさんでしまうという市町も想定されますことから、慎重に選定していきたいというふうに考えております。

また、新治地方広域事務組合クリーンセンターの今後の運営と方向性につきましては、組合議会や構成市間におきまして、引き続き協議を進めていくものでございます。

今後とも3市1町において協議を重ね、新施設の設置場所やスケジュールにつきまして十分に検討した上でご報告させていただきますとともに、広報紙等におきまして市民の皆様にも周知してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目、新石岡地方斎場使用料の補助金についての1番、石岡地方斎場式場使用料の格差解消を求める請願書への見解につきましてお答えをいたします。

新石岡地方斎場の式場使用料につきましては、議員ご指摘のとおり石岡市、小美玉市の方は1回3万円でありますけれども、本市は10万円となっております。石岡市と小美玉市と当市の利用者を比べますと、7万円の費用負担増となっております。所信表明や前回議会の一般質問でも触れさせていただきましたが、この利用料金の格差を解消するための手段等につきまして、利用状況も参考にしながら、多方面から検討を進めてまいりたいと考えております。

次の2点目2番、新石岡地方斎場の利用状況につきましては、環境経済部長から答弁をさせて

いただきます。

次に3点目、千代田地区の市街化調整区域内の宅地化につきましては、土木部長から答弁をいたさせます。

次の4点目、千代田地区小中学校の統合整備についての1番、千代田地区小中学校統合の経過と今後の計画及び4点目2番の予算と立地につきましては教育部長から、4点目3番の千代田中学校の小中一貫校整備及び市民への説明責任につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

ただいまご質問のありました4点目3番、千代田中学校を小中一貫校として整備してはどうかとのご質問にお答えいたします。

小中一貫につきましては、児童生徒の豊かな学びと育ちの実現を目指して、小学校6年・中学校3年の9年間を見通した系統性・連続性を生かすことのできる新しい形態の教育活動であります。全国的には小中一貫教育の導入により、小学校と中学校がより連携しやすい環境をつくり、児童生徒の成長発達により起こる問題や不登校、いじめに代表される中1ギャップへの対応や学力向上が期待されているところであり、近隣においてもつくば市では先駆的な取り組みがされ、土浦市においても施設一体型、連携型など地域や学校の状況に合わせた計画が進められているところです。

このように先進事例もあることから、千代田地区小学校の統合を進めるに当たりまして、議員ご指摘と同様に小中一貫の意見もでございます。しかしながら、小中一貫の考え方は、他市の事例からも単一の学校をターゲットとしたものではなく、市全体の小中連携を図る意図を持って行われておりますので、かすみがうら市における小中一貫教育のあり方を含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目4番の市民に対しての説明責任についてとのご質問にお答えいたします。

小中学校の統合及び小中一貫教育におきましても、子どもたちの教育環境がよりよいものになるよう進めなければならないと考えます。よりよい教育環境を目指すための方針や計画の策定をし、さらに実行する上では市や教育委員会が独自に進めるものではなく、保護者はもとより地域の方々の十分な理解や協力があって進むべきであると考えますので、今後の進展に合わせて機会を設けながら住民理解に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目2番、新石岡斎場の火葬・式場の利用状況について伺うの質問にお答えいた

します。

新石岡地方斎場での4月21日の供用開始から1月末までの火葬件数につきましては、旧石岡市が417件、旧八郷町が278件、旧小川町が161件、旧美野里町が191件、旧玉里村が83件、旧千代田町が144件、圏域外が54件となり、合計で1,328件となっております。また、式場の利用件数につきましては、旧石岡市が93件、旧八郷町が32件、旧小川町が10件、旧美野里町が12件、旧玉里村が16件、旧千代田町が12件、圏域外が2件となり、合計で177件の利用状況でございます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

**○土木部長（渡辺泰二君）**

私のほうからは3点目1番、条例の公布日施行に対する市民への周知対応について、2番、条例の具体的許可基準・指定区域の具体的区域の説明並びに効果については、関連ですので一括してお答えをいたします。

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例につきましては、告示日を平成26年12月10日、施行日を平成27年10月1日としているところでございます。本条例は、県条例として昭和46年以降これまで茨城県が許可権者でございましたが、今般の権限移譲により市が許可権者となりますが、その条例の内容や許可基準に変更はなく、申請窓口も従来どおり市となっていることや、本条例の性質上直接市民が申請することは皆無であることから、現在市のホームページや窓口で主に申請業者を対象として掲示啓発を行っております。したがって、現状の対応を継続したいと考えてございます。

次に、区域指定の具体的区域については、今後詳細な実態把握等（連担・土地利用状況・面積要件・今後の公共投資要件・農政協議）が不可欠であり、調査期間を経て指定までには平成27年度からおおむね2カ年の期間を予定していることから、その中で必要に応じ、都市計画審議会や地域等へ説明をしていくことになると考えております。

また、区域指定の効果については、調整区域内における立地規制（出身者要件や建築物用途）を緩和することで、既存集落の維持・活性化につながり、一定要件を満たせば、ある程度誰でも家が建てられ、結果的には人口の増により既存集落の維持や活性化につながるのではないかと思料されます。

3点目3番、区域指定により定住者人口の増加が見込めるが、定着人口の推移についてお答えをいたします。

区域指定制度はあらかじめ要件を満たす地域を指定しておくことで、一般的な立地規制（出身者要件や農家住宅など）と同様の建築許可の要件が1つ追加されることになることから、建築希望者の誘致につながると思料されます。霞ヶ浦地区における区域指定制度導入後の定住人口の推移は、平成15年7月に制度を取り入れ、16地区を指定しましたが、現在までに制度を利用して許可を受けた戸数は94件で、平均世帯人口2.76人として、おおむね約260人が区域指定地域内へ居住したと思われます。

このうち、市外からの転入は42件、116名と推測され、制度の利活用により人口増に反映した

と考えてございます。今後、市内全体の制度化を鑑み、さらなる定住者増につながるよう、啓発活用など周知したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

4 点目 1 番、千代田地区小中学校の統合整備について、これまでの経過と今後の実施計画についてのご質問にお答えいたします。

最初に、志筑小学校の移転校舎の敷地買収時期としましては、平成9年度から平成10年度に行いまして、最終は平成17年度となっております。工事の着工時期でございますが、造成が平成18年度から始まり、平成20年度には外周道路を、平成21年度からは校舎を、平成22年度からは屋内運動場及び屋外の附帯工事を、平成23年度からは植栽、外周道路の舗装、プールの建設を、平成24年度には太陽光設備をそれぞれ設置となっております。開校移転につきましては、校舎及び屋内運動場、屋外附帯工事が完了した平成23年の夏休み期間中に移転を行いまして、9月の開校となっております。

次に、茨城県の小中学校に係る統合の基本方針についてでございますが、平成20年4月に公立小中学校の適正規模について、指針でございますが、こちらが示されております。当市では平成25年3月に市立小中学校適正規模化計画を策定しまして、統合小、統合中を単位として組織をしました統合委員会により、統合に向けての協議を進めてきたところでございます。

続きまして、これまでの経過等についてお答えをいたします。

志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校の統合につきましては、ただいま申し上げました平成25年3月策定の小中学校適正規模化実施計画に基づきまして、新校の位置を志筑小学校とし、不足教室の増築、スクールバス対応のロータリー等の施設整備基本計画を策定し、区長等の地域代表とPTAの代表、学校長で組織をします、志筑・七会・新治・上佐谷統合小学校統合委員会で協議を進めてまいりました。ご承知のとおり、新校の位置を志筑小学校とすることに対する反対意見や、千代田中学校の敷地内に新校を整備すべき等との意見がございまして、新校の位置をめぐり意見集約ができないために、現在、統合委員会は休止状態になっているところでございます。

今後の計画につきましては、統合して地域の皆様が後悔することがないように、保護者や地域の意見を伺いながら進めるとともに、近隣市町村の状況も踏まえまして、専門家の意見を取り入れるなどして検討していきたいというふうに考えております。

次いで4点目2番、予算と立地について何うのご質問にお答えいたします。

ご質問の予算と立地であります。志筑小学校を新校として整備する場合と、千代田中学校敷地内に整備する場合の比較検討をしておりまして、これまでに学校統合だより等で公表しておりますので、その検討資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、志筑小学校を新校として整備した場合、不足教室の増築、スクールバス乗降場の整備、4校分の給食をつくるため、千代田中給食室の改築等ございまして、費用が約9億6000万円と

いう試算でございます。

次に、千代田中学校敷地内に小学校教室を増築した場合、また、敷地内に小学校を新築した場合の2つ方法がございますが、建物の構造、整備手法によっても費用は変わります。余裕教室を小学校教室に転用し、こちらは小学校教室と中学校教室が混在する形でございますが、この形ですと軽量鉄骨造で約9億9000万円、重量鉄骨造で約10億3000万円、鉄筋コンクリート造で約12億円という試算でございます。また、新たに中学校校舎の前に小学校校舎を新築した場合、こちらですと軽量鉄骨造でも約12億6000万円、重量鉄骨造で約14億円、鉄筋コンクリート造では約19億円という試算でございます。

最後に立地、移転先とのお尋ねがございましたが、こちらは先ほどもお答えしましたように、地域の皆様の意見を踏まえながら、慎重に今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

このごみの広域化についてでございますけれども、市長の答弁ですと、もう広域化にまっしぐら、邁進しているというようなご答弁で、現在ある環境クリーンセンターの件に関しては一切触れておりませんでした。その辺、実際、私は現在のクリーンセンターの今後ということも答弁の中に入れていただきましたかったというふうに思います。もしお答えいただければ、ぜひいただきたいというふうに思います。

県が平成20年12月に広域化の枠組みを発表しました。茨城美野里、それから霞台の厚生施設、新治地方広域、土浦内で1ないし2施設にする案が示されたということでございました。この時点で土浦と新治地方広域の1つの施設と、それから茨城美野里と霞台厚生施設の2施設案が有力であったというふうに聞いておりますが、当時、坪井市長は新治広域の管理者でございましたので、その辺はどのようなお考えでいたか、お聞かせいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、ごみ処理の考え方、これは何といたしましても市民にとって一日も欠かすことのできないライフラインの一つでございます。そういう中で市民にまず迷惑をかけないということが一つでございます。それから、施設整備に当たりましてはコスト、どちらが安いかという、ランニングコストも含めて、そういう判断が二つ。それから、もう一つはやはり、ああいった処理施設ですので環境問題もございまして。そういったものを含めて総合的な判断をするというふうな中で私も考えてまいりました。今、言われましたように県や国の指導の中で、この地域も1つなり2つというふうなことで示されたわけでありまして、我々、私も新治の中心の施設の所在地にありますから、ベストの状態はこの施設でやっていたら一番いいんでしょうけれども、そういったものも含めて非常に課題があったものですから、私は先ほどの3つの選択の中で、やはり現在のこ

の霞台厚生施設が一番ベストではないかと、そういう中で今回判断をさせていただいたのが経過でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今の決断ではなくて、その当時の状況、例えば茨城町の厚生施設が一緒に加わるということになると、地域性からいっても、茨城町というのは実際、水戸の本当の隣接地でありまして、県南と県北といいますか、私はそういうふうに分けられる地域ではないかなと。ですから、先ほど言いましたけれども、平成20年に県のほうから示されたという中には土浦と新治広域というのが一つの向いていく方向づけであって、そこに茨城町が加わるというのは、私は、当時、市長は管理者でしたので、そのときの思いというのを、実は、私は聞かせていただきたかったんです。どうですか、そのときの判断としては土浦のほうを向いていませんでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その広域の中では、できる、できないは別にして、思いとしては土浦のほうが、やはりベストの方向であろうという考え方は持っておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

私もそうだと思いますよね。ただ、その後のいろいろな状況によって状況が変わったということだと思いますけれども、平成21年12月28日にかすみがうら市、石岡、土浦市によります新治地方広域事務組合の事務事業に関する協定書を締結したと思います。内容としては平成22年度以降10年間、現組合を存続するとの協定書ではありますが、この協定書は坪井市長が管理者のときに作成されたもので間違いはないですか、お伺いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

間違いありません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この協定書には、平成31年度で組合を解散するというような内容ではありませんよね。これはあくまでも協定を延長するという内容であって、決して解散するという事ではないというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

平成31年まではそういったことで継続すると。その後については協議をするという、そういった内容だと記憶しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その後、この構成市間で協議すべきであったと私は思います。ところが、一度の、今、市長がおっしゃったように、その後に関しては協議するという事なんですけれども、全くその辺の協議がなされていなかった。この時点で、本来であれば私はごみ処理の基本計画というものをきちっと整備して、それで、その次の時代にきちっと計画を練っておくというのが、私は本来必要だったと思いますけれども、この間の議会でこのごみ処理の基本計画の予算が可決しましたけれども、その間、全くやっていない状態だったんですね。だから、計画なくして実施なしというのが私の考えなんで、そういった中で、私はこのタイミングで計画をきちっとつくって、それで広域化でもいいです、それから、今あるクリーンセンターの長寿命化でもいいです。そういったことをやはりきちっとつくるべきであったと。全く今の今までこれがないというのが実情でございます。

ですから、私は今、広域化に進んでおりますけれども、土浦市ともう一度きちっと協議して、その今ある新治地方広域環境センターの後始末まできちっと3市で協議をして、それをやはり本来であれば、そのごみ処理の基本計画の中に折り込むべきと思いますが、そういった協議をする気はございますか。市長にお尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご承知のように、現在、土浦は15万人の人口の中で長寿命化の計画の中で進んでおります。それから、石岡もそういった中で新たな枠組みで進んでいます。そういった中で私も判断させていただいた次第でございまして、大変、一長一短あるわけでありまして、全てがいいというわけにいきませんけれども、先ほど言ったようにベストの選択だというふうに私は考えています。そういう中で、平成31年までは新治広域を継続してやっていくという協定がありますので、これはしかるべきときに、そういった中で話しはして整理をしていくということになると思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

平成19年度から産業廃棄物の広域処理システム研究会というのがなされていたと、これはかすみがうら、土浦、石岡、小美玉、茨城町、4市1町で廃棄物処理担当職員とか、それから一部事務組合の職員等がごみ処理の広域化についての勉強会を重ねていたということでございます。その後、平成23年度からは土浦の離脱により3市1町により循環型社会形成推進検討会というものを組織し、将来の方向性に向け合意形成を図ってきたというような説明がされておりましたけれども、この2つの会議は、大変私は重要な会議であると思います。これは市の財政から30億円という金額を拠出する事業でございまして、また、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンタ

一の存亡もかかっておるわけでございます。

で、私はせんだっての産業建設委員会で、この2つの重要な会議の議事録、またメモ、それから報告書等の提出を求めたところ、執行部側から示されたのは、あくまでも課長同士の勉強会であって議事録はありませんと、また、報告書もありませんという答えなんです。だから、このごみ処理の広域化という大義の会議ではあるにもかかわらず、そういうものを何も示さない。また、議会の報告もない。これは副市長もこの会議に参加しておりますね。副市長、これはどういうふうなことだか、ご見解いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

この循環型社会の検討会の勉強会自体には私は出席しておりません。ごみの広域化自体は前市長の単独でやりたいという思いもありまして、そういった思いのほかに広域連携の方法も少し勉強していかなければ、それを拒否して単独で全然そういう勉強会にも参加しなければ流れに乗りおくれてしまうという私の意見で、課長級の勉強会に出席はさせておりました。これは前市長には反対はされておりましたけれども、これはあくまでも私の考えで勉強会には課長は参加させておまして、私はこの検討会には出ていません。ただ、一度、3市1町の副市長、また副町長と一度だけ話というか、打ち合わせというか、この今後についてどういう方向になるんだろうかという話し合いをした経緯はございます。それについては現在、私が来ている中で前市長の意見もありますことから、正式な会合ではなく打ち合わせということで話をしております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

130億円というこの大きな事業の基本となる重要な会議にもかかわらず、そういう会議は開いていないということによろしいですか。正式に循環型社会等の検討会というものは、正式には開いていないということによろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

市長、副市長レベルの会議はございませんでした。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ないのに130億円の事業化がどんどん進んでいるということが、私は非常にわかりにくいといえますか、市民の方、きょうも傍聴者の方おいでですけれども、何をやっているんだろうなというように思うと思うんですね。これはやはり時系列にきちっと、坪井市長が昨年8月に協議会に参加するんだということで正式に認められたというような話も聞きましたけれども、非常に安直ではないかなと私は思いますけれども、そういうやり方、それは実は副市長におきましては県のほうからおいでになっていただいて、もともとこの事業化というのが、広域化というのは県のほ

うからのご案内があったというようなことですので、やはり県のやり方というのはそういうやり方で事業を進めているのですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

国もそうですけれども、県もできる限り広域連携でやれるものは、単独でやっていくということも一つの方針かもしれませんが、今後の社会的な人口減少やそういったことを考えますと、国の方針でもございますし、できるものはなるべく一緒にやっていけるような形がよいのではないかと私も考えております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

というのは、そのやり方に問題があるのではないですかと。もっともって議会にもきちっと示すべきですし、やはりそういう会議があって、今、どういう状況で進んでいるんだよというふうなことは、これはやはり公務で私は行っているんだと思いますので、ただ、勉強会とか研究会とかというのは、これは非公式だと言ったらそれは非公式であって、決して公式の仕事ではないと思いますので、その公式の仕事はどこでどういうふうにしてやってきたんだと。それをきちっと時系列で説明いただけますかということです。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

現在の3市1町の枠組みの8月以降の公式なものは協議会に加入しておりますので、きちっとした議事録もございます。それ以前の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、前市長自体がこの枠組みには入らないという意向を示しておりましたので、公式なものではなくて勉強会という形で進めていたというふうな報告は受けております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

前市長はもっともって内部で十分に協議して、それからという考えでおったのかと思いますけれども、ただ、前市長はその枠組みから出たわけですね。そうすると、出たわけですから、離脱したわけですから、そういった中で副市長の命で課長等が、職員がそういうのにまた参加していたというふうなこともちょっと、その辺を整理してもらわないと、やはり上司の命令というのは、これは公務員法にもありますので、その辺はちょっと説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

時系列に申し上げますと、正式離脱は一昨年12月に前市長のほうから、正式に参加しないという申し出をして離脱したと思います。その離脱以降は検討会にも担当職員は出席しておりませ

るので、それ以降は今回の、昨年の8月以降の記録しかございません。それ以前は、正式な表明をする前は情報が来なくなってしまうということもありまして、自主的に勉強会に参加はさせておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

わかりました。本来この勉強会等に参加する以前に、やはりかすみがうら市がすべきことというのが私はあると思うんですね。そういった中で広域化の枠組みのメリット、デメリットを整理、研究して、さまざまな選択域の中から結果を導き出す手法をとることが基本ではないかというふうに考えております。課題の整理が全くされていないことが、この大きな問題であると私は思います。私は広域化を別に反対しているわけでもございません。ただ、そこまで行くまでの経過が余りにも安直だな。まして、この新たな枠組みありきでの合意形成を図ってきた検討会ないし研究会であったと。ちょっと資料を見させていただいたら、内容的にはもう広域化以外に全く選択がないというような状態でございました。もう一度議会を交えて、このごみ処理の問題を整理して、研究結果をきちっと市民に公表して、市民からの意見も私は聞くべきと思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私ども、これまでさまざまな角度から検討させていただきました。一つは新治広域で単独で残っていく方法。それから、先ほど言われた土浦のほう、それから石岡のほうと。そういう中で、まず、非常に一番先に申し上げましたように、まずは、コストはどうかということですね。それはやはり一番安いコストを選ぶべきだということ。それから、現実的に国や何かの支援が新治単独だと補助がないと。そういった現実もありまして、そういう中でコストが一番高くなってしまいう。それから、既に土浦とか石岡がもう広域に向かって新たな方針を出して動き出しているという、そういう中で、私どもも確かに期間は短かったかもしれませんが、前市長時代に抜けてしまって、このまま放っておくと行くところなくなってしまう。そういう危機感の中で私は総合的に判断する中で、熟慮した末に加入させていただいたわけであります。

それも非常に、石岡方面の方々も1回そういったことでトラブルを起こしているものですから、非常に複雑な気持ちであったようではありますが、私が頭を下げてお願いしたという、そういった経緯でございます。今後につきましては、そういったものについていろいろな形で市民の皆さんにもお知らせ、また、今回、議員の皆さんにご判断をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

本当に、市長が昨年の7月に就任しまして、8月11日付で突然2市1町の広域協議会に参加をしたというふうなことですけれども、本当にわずか1カ月程度の間、私はどれだけの協議がで

きたのかなど。今、協議したというふうなことですけれども、やはりそういう協議の中もきちっと議会にも示していただきたいんですね。当然、議会から今度は一般の市民の方たちにもお知らせができるというふうに思います。コストの面でどうのこうのと言いますけれども、実際に、だっって対比するものが何もないわけですから、そういった中で、それは事務局のほうではそれなりの資料があるのかと思いますけれども、そういうものもどンドンやはり議会に示すべきだと思います。

ましてや、今回もこれ、条例が提案されておりますから、その中でも当然審議にはなるでしょうけれども、その中で、また審議の中できちっと、今、言った土浦のほうと、また新治広域、単独、単独と言いますけれども、単独なんていう話は、私は全然していませんからね。また、単独なんてする必要もないと思います。土浦さんともまだ協議もしていない。石岡さんとも協議していない。石岡はもう向こうへ行ってしまったんだ、土浦は単独でやるんだと、それは勝手に話していることであって、正式にはそういう会議も開いていないと思いますので、ぜひ、そういうこともきちっと、先へ進むのであれば今の部分もきちっと整理をして、示していただきたいというふうに思います。

それから、広域処理建設地が今回霞台厚生施設に本店を置くというような条例かと思いますが、この現在の霞台の施設は年間3万トンの焼却処理をされておるというふうに聞いております。今度、広域処理となりますと、あと4万5000トン、年間新たなごみがあ施設に入るということで、現在の施設からすると1.5倍になるわけですね。そうすると、当然ごみの収集車の数もふえる。自己搬入者もふえる。もちろん地域の環境にも大きな影響をもたらすというふうに予想されますけれども、施設のお近くにお住まいの方にお話を伺うことがありまして、そうしたら、そんな大きな施設ができる話なんていうのは全く聞いていなかったし、もちろんこれはもう反対ですというようなことでした。何と言ってもこれは地元の理解が得られることが建設の条件だと思います。

もし、この霞台が反対があつてだめだったと。では今度は茨城町か。茨城町の厚生施設にも、何か隣接した地があいているというふうなことで、そちらへ行くのかなというふうなことも思います。で、茨城町がだめなら、では新治広域だよということも、これ、当然出てくるわけですね。ですから、もし新治広域だと言ったら、まず上佐谷あたりの人たちはもう大反対で、これ、絶対に私は広域化なんてできなくなってしまうのではないかなと、非常に懸念している部分でございませけれども、その辺はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、建設につきましてはまだ決定はしていません。ただ、全体の中で物流コストを含めて一番安いところに決めようという、そういう合意はつくってはいます。今後の課題でございませ。また、今、矢口議員がご心配されるように地元住民との合意も必要でありますので、その辺につきましても丁寧に説明をしながら、ご理解をいただけるように努力していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時36分

---

再 開 午後 2時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

いろいろごみ処理に関してご答弁いただきましたけれども、132億円という巨額の税金を投入して行う事業でございます。ろくな協議もせずに実施に邁進しているように思います。本市においてはだれが敷いたかわからないレールに走り出した特急電車に飛び乗って、先もわからず目的も告げず、莫大な借金をするというように思います。

施政方針の中に人口減少社会だということがございました。平成50年には今の人口より1万人減するというような統計が出ているというふうに聞きました。また、高齢化率なんですけれども、実際10年後というのは今と比べるとどのぐらいの数字が上がるか、教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

矢口議員さんのご質問にお答えします。

これは平成26年の10月1日現在でございますが、市民の人口としましては4万2108名、そのうちの高齢者、65歳以上であります。1万1314名というふうなことで、高齢化率におきましては26.9%となっております。それが平成37年度、10年後でございますが、これにつきましては、人口問題研究所の推計によりますと、市の人口としまして3万9065名、そのうちの高齢者、65歳以上につきましては1万2623名、高齢化率としましては32.3%というふうなことが示されてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

すごい高齢化率も、今、答弁がありましたように32.3%、10年後になりますね。ですから、こういうふうな先細りの社会という中で、次世代の人にツケを払わせるということになるわけでございます。私はこの事業に対して執行部の対応は全く無責任きわまりないというふうに申し添えておきたいというふうに思います。

そのほかに関しては特別委員会等で議論したいというふうに思います。

続きまして、2番目、石岡斎場の請願書に対するご所見ということでお尋ねしたのですが、この請願書に対しての市長の見解を私は求めておりますので、先ほどのご答弁内容とはちょっと違うかなというふうに思いますので、もう一度この請願書の中身に対しての見解をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

石岡の新斎場の料金改定を求める請願の存在につきましては、私も存じております。大変私も重く受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどのご答弁でもありましたけれども、多方面との協議をするというようなお話でしたけれども、これ、どういう内容でどこと相談するんだか、お話しいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

多方面の方と言え、多方面の手法をもって、いろいろな方法をもって検討したいという、そういう意味でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長は選挙公約として、まず選挙公約をどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

選挙公約につきましては、ご承知のとおり選挙をするに当たって、もし就任した場合にこのようなことをやりたいということで公約として掲げるものでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よく選挙公約というものに対しましては、やはり実施に向けて——当然約束事だと思しますので、市民との約束ですので、もし、それによって当選することができれば、まず真っ先に、やはりその選挙公約の実現のために努力するというのが、これは私たち選ばれる立場の人間としては当然のことかなというふうに私も思っております。また、以前民主党が政権を取ったときには、マニフェストということで大変な国民の喝采を受けて政権を取った。しかし、その公約がマニフェストどおりにいかなかったということで批判され、そして政権を失ったということがございました。ですから、私もこの選挙公約というものは重く、やはり受けとめなければならないというふうに思います。

坪井市長が選挙で、これ、坪井市長のリーフレットで間違いありませんね。その中に5つの応援

という中で、暮らし応援の中に、斎場のあり方を見直し利用料金を応援しますという項目があります。利用料金の支援の請願を皆さんの切なる願いと受けとめ、周辺自治体と協議し、誰もが公平に現状と同じ6万円で利用できるように応援しますと書かれております。ここに公約として戦って見事に勝利したわけでございますけれども、支持者への責任だと思っておりますけれども、どのようなお考えでおりますか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどもご答弁申し上げましたように、かすみがうら市と他市との格差が出ている。そのことを重く受けとめております。しかしながら、式場1つしかない中で、今後の利用の状況等もございます。そういったことを含めまして、先ほどお話し申し上げましたように、さまざまな角度から検討しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

このリーフレットの中を見て、やはり選挙行動に出た方もたくさんおると思います。ですから、そんな周りとのあれを見ながらやるというけれども、具体的にいつ、どういうふうにするのか、それをやはり、これ、実は私も知り合いの方が、この請願書に署名した方がおりましたので、いつやってくれるんだと。だから、矢口さん、市長に聞いてくれというようなお話がありましたので、今回一般質問でお聞きするのが一番いいかなと思ひまして、お聞きしているわけでございますので、もう少しこの——市長にはそれだけの権限がありますので、実は今回、平成27年度の予算の中に、私は当然計上されているものなのかなと思ひましたら全くありませんでしたので、その辺の今後のお考えをちょっと述べていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししたとおりのさまざまな角度から検討してみたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

いつ実施する予定でございますか。検討、検討と言っても、やはり、これは一日も早く実施すべきというふうに思っておりますので、ご答弁をいただきたい。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどと同じでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長、この請願には2,476名の請願者がおります。市長はこの数字はご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

正確な数字は記憶はしておりませんでしたけれども、概要についてはわかっておりました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうでしょうね。これ、公約の中に請願が入っているんですから、当然こういうふうな人数とか内容は、私は把握しているものだというふうに思っております。市長選挙の得票を見ますと、宮嶋氏が1万票で坪井氏が1万1200票、1,200票弱の差だったと思いますけれども、この請願者の2,467名の方は、私は坪井さんのこの公約にも掲げているものですから、この人たちは皆さん坪井さんに投票したのではないのかなというふうに思います。ですから、この選挙公約というのはその人たちに対して、やらなければうそをついたことになりますからね。これはきっちりと、市長やはり、やりますと言うべきだと思います。ぜひ、その辺もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

なかなかいい返事がもらえなくてちょっと残念なんですけれども、先ほどご答弁で式場の利用者数が示されましたけれども、4月からの式場の利用者はかすみがうら市千代田地区が12件ということでございました。旧石岡斎場と比較しまして、旧石岡斎場の場合は年間、千代田地区の利用者が14から15件であります。よその地区の数も旧石岡の斎場の利用の件数とほぼ同じで推移しております。そういった中で、千代田地区の12件ということですので、1件につき助成するというので、2日間で14万円ですか。14万円ですと16万8000円で済むわけですね。ですから、私はこれ、やってあげたらいいのではないかなと、ましてや議会からもそういう要請が出ているというふうに思いますので、何か躊躇する必要はないのではないかなと思いますけれども、それは聞かなくても、話はよくわかったでしょうから、ぜひお考えをいただいて、きっちりと市民に示していただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきます。

調整区域内の宅地化についてでございますけれども、平成14年度に一度千代田地区で実施を試みたというお話を伺っておりますので、そのときの内容等がわかればご説明いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

平成14年度に実施した実態調査につきましては、先ほど議員さんのほうからご指摘がありましたように、平成12年に設立をされました区域指定制度について旧千代田町での活用を検討したもので、平成13年6月に発注、平成15年3月までに12の地区を候補地として設定をいたしました。しかしながら、区域指定を受けると最低敷地面積300平方メートル以上となることから、地理的条件では新たに建築物を建てる空き地が少なく、2つの地区、角来地区、国道6号沿線を除いて上佐谷地区など指定の効果が薄いと見込まれ、町全体の公平性に欠けるとの判断がございました。

また、市街化調整区域でのインフラ整備の費用増大が懸念され、県内でも制度導入から時間的経過が少なく、先行事例がなかったことから、費用の増大幅が予想できないなど、指定を断念した経過がございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。区域指定によって、今、おっしゃったような内容もその一つでしょうけれども、メリット、デメリット等があると思いますので、その辺もちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほどの答弁と重複をいたしますが、メリットといたしましては調整区内における立地規制、出身者要件や建築物用途を緩和することで、既存集落の維持・活性化につながり、一定要件を満たすことにより誰でも家が建てられ、結果的には人口増につなげたいと考えてございます。デメリットといたしましては、本来、都市計画上、市街化区域内に人口の集約を図り、並行的にインフラ整備を進めていくところでございますけれども、人口が調整区域に流出をし、インフラ整備等の公共投資の負担が増大し、市街地の格差につながることも考えられるという内容でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。あと、指定区域内の固定資産税等の評価が変わるのかなという思いでおりますので、それに関しましてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

区域指定に伴いまして評価額が上がるということはありません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今後の課題としましては、都市計画農地法に係る規制がネックになって、指定区域がきわめて限定されておりますが、区域指定の拡大、拡張が必要と考えますが、今後の効果的な運用と今後の進むべき方針について伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

今般の開発許可等の権限移譲を受けることに伴いまして、立地基準の再検討及び実態調査を行うことにより、区域指定制度の活用などを検討し、既存集落の維持や活性化などにつなげていければと考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、4番目の千代田地区の小学校の統合についてでございます。

第5回の志筑・新治・七会、上佐谷の統合委員会で、統合委員会が活動を一時中止するというような決定により、現在も休止の状態となっておりますが、子どもたちは日々成長しております。上佐谷小学校におきましては、来年には全学年が複式学級になるとの話も聞いております。一日でも早く委員会を開催し、統合に向けた協議を再開していただきたいと思うのですが、どのような組織で今後開催を予定しておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お答えいたします。

統合委員会につきましては、いわゆる一時休止状態でございますので、再開をというご意見をおっしゃる方もおります。さらには、別なメンバーでといったご意見もございます。ただいま、そういったことも含めまして、平成27年度にこういった形で審議をするのかを検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどご答弁の中で、専門家を入れてというお話がございましたけれども、私もその件に関しては賛成なんですけれども、やはり、かすみがうら市の長期的なまちづくりの観点から、土地利

用の方法や教育のあり方なども、やはり、大学教授や都市計画の専門家などにより、有識者によります懇談会、審議会等を開催していただいて、市の方向性をきちっと示されれば、これはやはり新校舎の位置も市民の理解を得ることができるのではないかというふうに考えます。この辺は市長にご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時07分

---

再 開 午後 3時12分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

矢口議員には、まず千代田地区の小学校の統合につきまして、いろいろご心配をいただいているところでございます。ご承知のように、統合も含めまして一番大事なことは、将来の子どもたちにとって教育的な見地でどちらが大事かと、そんなことの中で判断をすべきというふうに考えております。今の段階ではいろいろご議論がある中でありますけれども、これから地元の住民の皆さんのご意向、保護者のご意向、そういったものを踏まえ、さらに有識者のご意見も聞きながら、将来の子どもたちにとってというふうな判断も大事かと思っておりますので、そういった意味でこれから創生会議等も含めて、戦略などをつくっていくわけでありまして、総合計画なんかも新たに検討もするわけでありまして、そういったものを含めまして、総合的に検討させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この教育の問題については、これは早急にやらないと、もう本当に格差が生まれると思います。もうご存じのとおり霞ヶ浦地区は平成28年度の4月には統合小学校が動き出します。まだ、千代田地区においては、要するに全く白紙の状態だというふうに私は思いますから、これは一日も早くそういう協議でも何でも立ち上げていただいて、実施していただきたいというふうに、これは要望をさせていただきます。

それから、千代田中学校についてお伺いをしたいんですけれども、適正規模化の基準ではクラスがえが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいとのことですが、現在の千代田中学校の学級数は幾つか伺います。

また、学年進行で今後の生徒の推移をお答えいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの矢口議員さんの質問にお答えします。

千代田中学校の学級の現状は、普通学級が各学年2クラスの合計6クラス、それから、特別支援学級が1クラス、合計7クラスでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

続きまして、いわゆる学年進行表のお話、お尋ねがあったかと思えます。平成26年現在でまとめているものについて申し上げますと、平成26年5月1日現在で175名という数字でございます。現在の学年進行表で言いますと、それから、いわゆる平成32年度の6学年ということになるんですが、千代田中学校の161名という数字でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

中学校においてはクラスがえできない、千代田中学校が5学級以下の学級になった場合は、そうすると、この161名だと、これ、まだ6クラスはキープできるんですか。そして、また1クラス当たりの人数が最低何人で1クラスというふうなことになるのか、ご答弁いただいていいですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

161名の場合には、1クラス40人学級でございますので、6クラスは確保できる状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お尋ねは今後の人口の推移を見据えた中での減少状況がどういうふうにあられるかということかと思えます。先ほども金田部長のほうから高齢化率とか数字がございましたが、いわゆる社人研の推計値から見ていきますと、千代田中学校で申し上げますと2025年の推計値、今から10年後ということですけども、これは、推計値は147名。それから20年後の推計値は123名というふうに考えております。こちらはいわゆる社人研の変化率から逆算して、私が算定したものでございますので、一つの考え方ということでご理解いただければと思います。ですから、20年先の2035年には123人という数字は、まず3学年で3学級ということが見えてくるのかなというふうに事務局としては理解をしておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

とにかく6クラス以下になると、これはもう統合の対象ということによろしいですね。そうすると、当然下稲吉中学へ統合ということになるんだらうというふうに思います。当然これは学区の見直し等が必要だというふうにと思いますが、今後の計画等があればお話しいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

これは繰り返し、これまでの答弁と同じになってしまいますが、基本的には平成25年3月に策定をしました小中学校の適正規模化計画でございます。こちらでは千代田地区のいわゆる現在協議が棚上げ状態になっておりますが、この学校を志筑小学校へというような一つの考え方がございます。なかなか、両者の意見がございますので、こういったところをもう一度丁寧に地域の方々といろいろな協議をしていきたいというふうに考えている、その一点でございます。よろしくお祈りします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

小中一貫校についてでございますけれども、本市の教育振興基本計画には入っておりません。お隣の土浦市は本年度、新治地区の新治中学校に施設一体型の小中一貫校の建設を始めたということでございます。つくば市におきましては小中一貫教育というのを平成24年度から市内全小中学校53校15学園で始まり、施設一体型小中一貫校と小中学校の施設をそのまま活用した中小連携で行う施設分離型、小中一貫校の2タイプで実施しております。今年度は3学園で施設一体型の一貫校の建設に着手するというところでございます。市教育委員会ではこの件に関してはどのような協議をなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

矢口議員さんの質問に答えます。

小中一貫につきましては、一体型と連携型がございます。その一体型でやれる場合はもちろん小中隣接というか、同じ敷地内に建設されて……。

[「わかっている。教育委員会が何をやっているか聞いているの」と呼ぶ者あり]

○教育長（大山隆雄君）

現在やっていることは、できる限り行事などを中心として小学校と中学校の交流、こういったものを中心として進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

教育長、先ほどこの市全体で検討していくんだというお話がありましたけれども、私が言いた

いのは、教育委員会としてどういう方針でもってこの小中一貫校というものを目指す考えがあるのかどうなのか。そこですね。また、既にもう教育委員会の中でそういう審議をしていますよと、こういう審議をしていますよということをお尋ねしているわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、大変、矢口議員さんのご意見、貴重なご意見として承りましたけれども、現在、教育委員会としてはそのことにつきましてはよく研究させていただきたいというような段階で進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほどの1回目の質問でもお話ししましたがけれども、文科省が昨年10月に全国の自治体が独自に行っている小中一貫教育の実態を調査し、結果を公表しました。9年間で同じカリキュラムを共有する一貫教育をしているのは全国で1,130校あるそうです。こうした取り組みによる成果を調査した結果、約9割が学力の向上や不登校の減少など、何らかの成果があったとのこと。特に、小中が一緒に校舎を使う一体型では80%の学校で成果があり、教職員の仕事に対する満足度が高まったかどうかについて、成果あり、一体型が66%、隣接型が39%、分離型が34%、学年を4・3・2制の場合、学力を向上したと感じる割合、全国学力学習調査の結果が向上した、これは58%が成果がありとの回答で、6・3制の36%を大きく上回った結果となっているそうです。つくば市でもアンケートを実施したところ、一体型の小中一貫校に大きな成果があったとの報告がなされております。

そういったデータから、つくば、また土浦、こういうふうにどんどんこの一貫校に対して実施している自治体の教育水準とかすみがうら市が、何かこう格差ができてしまうのではないかと私は非常に私は心配しております。そういったことから、早急にこれ、教育委員会のほうでもこの件に関して、もちろん千代田地区の統合もあります。私が今回問題にした千代田中学校の一貫教育というものと、もちろん小学校の統合というのも当然ギャップしていますけれども、それはこういったデータがもうどんどん社会で出ていると。ですから、もっと積極的に子どもたちのことを考えてやってください。これは要望をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

---

日程第 2 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦いたしたいと存じますが、異議ございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時27分

---

再 開 午後 3時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

もとへ。

日程第2、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

農業委員の議会推薦は、議会の機関意思決定であり議決事項であります。

したがいまして、これから行う候補者決定の手続は、議会運営委員会の決定に基づき、過半数議決により決定していくことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

候補者の作成方法については、議会運営委員会の決定に基づき、千代田地区、霞ヶ浦地区の両地区において候補者推薦会議を開き、各2名ずつ、計4名の委員の推薦（案）を作成していただくことにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、千代田地区は全員協議会室で、霞ヶ浦地区は第2委員会室で、それぞれ推薦案を作成するための会議を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時48分

---

再 開 午後 4時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により、9番 小松崎 誠君、13番 鈴木良道君の退席を求めます。

[小松崎議員 退席]

[鈴木議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております農業委員会委員の推薦については、お手元に配付した推薦（案）のとおり市長へ推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま、推薦者が決定いたしましたので、お手元に配付いたしました名簿を朗読いたします。齊藤幸雄氏、小松崎 誠氏、海東 功氏、鈴木良道氏。

9番 小松崎 誠君、13番 鈴木良道君の入場を認めます。

[小松崎議員 入場]

[鈴木議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時13分

---

再 開 午後 4時14分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、明日3月5日、定刻から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時14分